

老人保健法施行令等の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文

◎ 老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定は、法第十七条第二項に規定する老人医療受給対象者（以下単に「老人医療受給対象者」という。）並びにその属する世帯の他の世帯員であつて老人医療受給対象者及び前条に規定する者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該世帯に他の老人医療受給対象者又は同条に規定する者がいない者にあつては、<u>三百八十三万円</u>）に満たない者については、適用しない。</p> <p>（高額医療費の支給要件及び支給額）</p> <p>第十四条 高額医療費は、次に掲げる額を合算した額から次項の規定により支給される高額医療費の額を控除した額（以下「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額医療費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額医療費算定基準額を控除して得た額に老人医療受給対象者按分率（老人医療受給対象者が同一の月に受けた療養に係る次に掲げる額を合算した額から</p>	<p>（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定は、法第十七条第二項に規定する老人医療受給対象者（以下単に「老人医療受給対象者」という。）並びにその属する世帯の他の世帯員であつて老人医療受給対象者及び前条に規定する者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が<u>六百二十一万円</u>（当該世帯に他の老人医療受給対象者又は同条に規定する者がいない者にあつては、<u>四百八十四万円</u>）に満たない者については、適用しない。</p> <p>（高額医療費の支給要件及び支給額）</p> <p>第十四条 高額医療費は、次に掲げる額を合算した額から次項の規定により支給される高額医療費の額を控除した額（以下「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額医療費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額医療費算定基準額を控除して得た額に老人医療受給対象者按分率（老人医療受給対象者が同一の月に受けた療養に係る次に掲げる額を合算した額から</p>

次項の規定により支給される高額医療費の額を控除して得た額（以下「老人医療受給対象者一部負担金等合算額」という。）を一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する老人医療受給対象者が同一の月に受けた療養（法第十七条第二項に規定する食事療養（以下単に「食事療養」という。）及び当該老人医療受給対象者が第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項及び次項並びに附則第二条及び第三条において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからホまでに掲げる額を合算した額

イ ホ （略）

二 （略）

255 （略）

6 老人医療受給対象者が、市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。附則第二条第五項及び第三条第五項において同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次条第一項第三号において同じ。）であり、かつ、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。附則

次項の規定により支給される高額医療費の額を控除して得た額（以下「老人医療受給対象者一部負担金等合算額」という。）を一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する老人医療受給対象者が同一の月に受けた療養（法第十七条第二項に規定する食事療養（以下単に「食事療養」という。）及び当該老人医療受給対象者が第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからホまでに掲げる額を合算した額

イ ホ （略）

二 （略）

255 （略）

6 老人医療受給対象者が、市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次条第一項第三号において同じ。）であり、かつ、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有している場合であつて、当該老人医療受

第三条第五項において単に「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該老人医療受給対象者が同一の月に受けた療養に係る老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額が、第一項の規定により当該老人医療受給対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、当該老人医療受給対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を、同項の規定にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額とする。

（高額医療費算定基準額）

第十五条 前条第一項の高額医療費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 （略）

四 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者 一万五千元

給対象者が同一の月に受けた療養に係る老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額が、第一項の規定により当該老人医療受給対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、当該老人医療受給対象者に対して支給される高額医療費の額は、同項の規定にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額とする。

（高額医療費算定基準額）

第十五条 前条第一項の高額医療費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 （略）

四 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「六十五万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者 一万五千元

2 5 6 (略)

(その他高額医療費の支給に関する事項)

第十六条 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等(薬局を除く。)又は特定承認保険医療機関(以下この項並びに附則第二条第四項及び第三条第四項において「医療機関」と総称する。)

について次の各号に掲げる療養(当該老人医療受給対象者が第十四条第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。)

を受けた場合において、一部負担金又は特定療養費負担額(特定療養費の支給につき法第三十一条の三第四項の規定の適用がある場合における当該特定療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該特定療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の支払が行われなかつたときは、市町村長は、第十四条第一項又は第二項の規定により当該老人医療受給対象者に対し支給すべき高額医療費(同条第六項の規定によりその額を算定したものを含む。次項において同じ。)について、当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該老人医療受給対象者に代わり、当該医療機関に支払うものとする。

一・二 (略)

2 5 7 (略)

附則

(特定非課税老人医療対象者に対する高額医療費の支給に関する特例)

第二条 特定非課税老人医療対象者が同一の月に受けた療養に係る老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除

2 5 6 (略)

(その他高額医療費の支給に関する事項)

第十六条 老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等(薬局を除く。)又は特定承認保険医療機関(以下この項において「医療機関」と総称する。)について次の各号に掲げる療養(当該老人医療受給対象者が第十四条第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。)

を受けた場合において、一部負担金又は特定療養費負担額(特定療養費の支給につき法第三十一条の三第四項

の規定の適用がある場合における当該特定療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該特定療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の支払が行われなかつたときは、市町村長は、第十四条第一項又は第二項の規定により当該老人医療受給対象者に対し支給すべき高額医療費(同条第六項の規定により

その額を算定したものを含む。次項において同じ。)について、当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該老人医療受給対象者に代わり、当該医療機関に支払うものとする。

一・二 (略)

2 5 7 (略)

した額が、第十四条第一項の規定により当該特定非課税老人医療対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、当該特定非課税老人医療対象者に対して支給される高額医療費の額は、同項の規定にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額とする。

2 前項の高額医療費算定基準額は、第十五条第一項第三号に定める額とする。

3 特定非課税老人医療対象者に係る第十四条第二項の高額医療費算定基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

4 第十六条第一項の規定により特定非課税老人医療対象者に対し支給すべき高額医療費について市町村長が医療機関に支払うものとする額の算定に当たっては、当該特定非課税老人医療対象者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。

一 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

二 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

5 第一項及び前二項の特定非課税老人医療対象者は、老人医療受給対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあっては、平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項及び次条第五項において同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号。以下この項及び次条第五項において「平

成十七年地方税法改正法」という。) 附則第六条第二項に該当する者と同一の世帯に属するもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。)

二 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六条第四項に該当する者と同一の世帯に属するもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。)

(特定年金受給老人医療対象者に対する高額医療費の支給に関する特例)

第三条 特定年金受給老人医療対象者が同一の月に受けた療養に係る老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額が、第十四条第一項の規定により当該特定年金受給老人医療対象者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、当該特定年金受給老人医療対象者に対して支給される高額医療費の額は、同項の規定にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額から高額医療費算定基準額を控除した額とする。

2 前項の高額医療費算定基準額は、第十五条第一項第四号に定める額とする。

3 特定年金受給老人医療対象者に係る第十四条第二項の高額医療費算定基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

4 第十六条第一項の規定により特定年金受給老人医療対象者に対し支給すべき高額医療費について市町村長が医療機関に支払うものとする

額の算定に当たつては、当該特定年金受給老人医療対象者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。

- 一 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号二に掲げる者
- 二 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号八に掲げる者

5 第一項及び前二項の特定年金受給老人医療対象者は、老人医療受給対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、平成十七年地方税法改正法附則第六条第二項に該当する者又は当該者と同一の世帯に属する者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

- 二 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、平成十七年地方税法改正法附則第六条第四項に該当する者又は当該者と同一の世帯に属する者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

◎ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）
（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十二条第一項第四号の政令で定める者等） 第二十七条の二（略） 2・3（略） 4 前項の規定は、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者であつて、療養の給付を受けるものの属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者又は第一項に規定する者に限る。以下この項において同じ。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、三百八十三万円）に満たない者については、適用しない。</p> <p>（高額療養費の支給要件及び支給額） 第二十九条の二 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。</p> <p>一 被保険者（法第五十五条第一項の規定により療養の給付、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第二十九条の四まで及び附則第二条</p>	<p>（法第四十二条第一項第四号の政令で定める者等） 第二十七条の二（略） 2・3（略） 4 前項の規定は、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者であつて、療養の給付を受けるものの属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者又は第一項に規定する者に限る。以下この項において同じ。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が六百二十一万円（当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、四百八十四万円）に満たない者については、適用しない。</p> <p>（高額療養費の支給要件及び支給額） 第二十九条の二 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。</p> <p>一 被保険者（法第五十五条第一項の規定により療養の給付、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第二十九条の四までにおいて同じ。</p>

において同じ。)が、同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)について受けた療養(法第三十六条第二項に規定する食事療養(以下この条において単に「食事療養」という。)を除く。以下この項から第三項まで及び附則第二条において同じ。)であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係るイからルまでに掲げる額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円以上のものに限る)を合算した額

イゝル (略)

二 (略)

2 被保険者が療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。次項において同じ。)を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る次に掲げる額を合算した額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項及び附則第二条第二項第一号において「七十歳以上一部負担金等世帯合算額」という。)が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額として支給する。

一・二 (略)

3ゝ5 (略)

(高額療養費算定基準額)

第二十九条の三 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 イ及びロに掲げる区分に従い、それぞれイ及びロに定める者のす

が、同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)について受けた療養(法第三十六条第二項に規定する食事療養(以下この条において単に「食事療養」という。)を除く。第三項までにおいて同じ。)であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係るイからルまでに掲げる額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円以上のものに限る。)を合算した額

イゝル (略)

二 (略)

2 被保険者が療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。次項において同じ。)を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る次に掲げる額を合算した額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項において「七十歳以上一部負担金等世帯合算額」という。)が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額として支給する。

一・二 (略)

3ゝ5 (略)

(高額療養費算定基準額)

第二十九条の三 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 イ及びロに掲げる区分に従い、それぞれイ及びロに定める者のす

べてについて療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号及び附則第二条第七項において同じ。）が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除される場合（これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。第三項第三号において「市町村民税世帯非課税の場合」という。）三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合に於ては、二万四千六百円とする。

イ・ロ（略）

2（略）

3 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に於て、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〜三（略）

四 第一項第三号イ及びロに掲げる区分に従い、それぞれイ及びロに定める者のすべてについて療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金

べてについて療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。）が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除される場合（これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。第三項第三号において「市町村民税世帯非課税の場合」という。）三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合に於ては、二万四千六百円とする。

イ・ロ（略）

2（略）

3 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に於て、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〜三（略）

四 第一項第三号イ及びロに掲げる区分に従い、それぞれイ及びロに定める者のすべてについて療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「六十五万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が

額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合 一万五千元

4 5 6 (略)

(その他高額療養費の支給に関する事項)

第二十九条の四 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関又は特定承認保険医療機関(以下この項において「保険医療機関等」という。)について次の各号に掲げる療養を受けた場合において、一部負担金又は特定療養費負担額(特定療養費の支給につき法第五十三条第三項の規定の適用がある場合における当該特定療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該特定療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び附則第二条七項において同じ。)の支払が行われなかつたときは、保険者は、第二十九条の二第二項又は第三項の規定により世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について、当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

一 入院療養 イからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 四万二百円

ロ 前条第三項第二号に掲げる者 七万二千三百円と、当該入院療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養に要した費用の額(その額が三十六万五千五百円に満たないときは、三十六万五千五百円)から三十六万五千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合にお

ない場合 一万五千元

4 5 6 (略)

(その他高額療養費の支給に関する事項)

第二十九条の四 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関又は特定承認保険医療機関(以下この項において「保険医療機関等」という。)について次の各号に掲げる療養を受けた場合において、一部負担金又は特定療養費負担額(特定療養費の支給につき法第五十三条第三項の規定の適用がある場合における当該特定療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該特定療養費の額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)の支払が行われなかつたときは、保険者は、第二十九条の二第二項又は第三項の規定により世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について、当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

一 入院療養 イからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 四万二百円

ロ 前条第三項第二号に掲げる者 七万二千三百円と、当該入院療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養に要した費用の額(その額が三十六万五千五百円に満たないときは、三十六万五千五百円)から三十六万五千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合にお

いて、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万二百円とする。

ハ 前条第三項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 二万四千六百円

ニ 前条第三項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 一万五千元

二 入院療養以外の療養であつて、一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる者以外の者 一万二千元

ロ 前号ロに掲げる者 四万二百円

ハ 前号ハ又はニに掲げる者 八千元

2
2
7
(略)

附 則

(特定非課税被保険者に係る高額療養費の支給に関する特例)

第二条 特定非課税被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第二十九条の二第一項中「次項又は第三項」とあるのは「第三項又は附則第二条第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第二十九条の四第五項及び第六項中「第二十九条の二」とあるのは「第二十九条の二第三

いて、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万二百円とする。

ハ 前条第三項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 二万四千六百円

ニ 前条第三項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 一万五千元

二 入院療養以外の療養であつて、一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる者以外の者 一万二千元

ロ 前号ロに掲げる者 四万二百円

ハ 前号ハ又はニに掲げる者 八千元

2
2
7
(略)

項から第五項まで、附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二十九条の二第一項及び附則第二条第二項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 特定非課税被保険者が同一の月に一の病院等から療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該特定非課税被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対して支給される高額療養費の額は、第二十九条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該特定非課税被保険者ごとに算定した第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額を加算した額とする。

一 七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に、特定非課税被保険者按分率（特定非課税被保険者が同一の月に受けた療養に係る第二十九条の二第二項各号に掲げる額を合算した額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（次号において「特定非課税被保険者一部負担金等合算額」という。）を七十歳以上一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二 特定非課税被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額

3 第一項の規定により読み替えて適用する第二十九条の二第一項の高額療養費算定基準額については、第二十九条の三第一項（第三号を除く。）中「前条第一項の」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項の」と、「次号又は第三号」とあるのは「次号」と、「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第一項

若しくは第二項又は附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二条第二項」と、「以下この条及び次条第一項第一号ロ」とあるのは「次号」と読み替えて、同項（第三号を除く。）を適用する。

4 第二十九条の第三項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同条第三項中「前条第二項の」とあるのは「附則第二条第二項第一号の」と、「次号から第四号まで」とあるのは「次号」と、「高額療養費多数回該当の場合」とあるのは「当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（前条第一項若しくは第二項又は附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二条第二項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。

5 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第二十九条の三第一項第三号に定める額とする。

6 特定非課税被保険者に係る第二十九条の三第四項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

7 第二十九条の四第一項の規定により特定非課税被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について保険者が保険医療機関等に支払うものとする額の算定に当たっては、当該特定非課税被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、第二十九条の四第一項及び第二項中「第二十九条の二第二項又は第三項」とあるのは「第二十九条の二第三項又は附則第二条第二項」とする。

一 第二十九条の四第一項第一号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

二 第二十九条の四第一項第二号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

8 第一項、第二項及び前二項の特定非課税被保険者は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 被保険者が市町村の行う国民健康保険の被保険者である場合 イ 又はロのいずれかに該当する者

イ 療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号。以下この項において「平成十七年地方税法改正法」という。）附則第六条第二項に該当する者と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属するすべての当該市町村の行う国民健康保険の被保険者が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

ロ 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六条第四項に該当する者と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属するすべての当該市町村の行う国民健康保険の被保険者が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

二 被保険者が組合の行う国民健康保険の被保険者である場合 イ 又はロのいずれかに該当する者

イ 療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六条第二項に該当する者と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の組合員及びその世帯に属するすべての当該組合の行う国民健康保険の被保険者が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

ロ 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六条第四項に該当する者と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の組合員及びその世帯に属するすべての当該組合の行う国民健康保険の被保険者が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

老人保健法施行令等の一部を改正する政令（案）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（老人保健法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の老人保健法施行令第四条第三項及び第十五条第一項第四号の規定は、医療を受ける日の属する月が平成十八年八月以後の場合及び療養のあった日が同月以後の場合について適用し、医療を受ける日の属する月が同年七月までの場合及び療養のあった月が同月までの場合については、なお従前の例による。

第三条 老人保健法（以下この項において「法」という。）第二十八条第一項第二号の規定が適用される者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定所得老人医療対象者」という。）に係る老人保健法施行令（以下この条において「令」という。）第十四条第一項の高額医療費算定基準

額は、令第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 医療を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における法第二十八条第一項第二号の所得の額が二百十三万円未満である者

二 医療を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における法第四条第三項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の法第十七条第二項に規定する老人医療受給対象者（第四号において単に「老人医療受給対象者」という。）又は令第三条に規定する者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

三 医療を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における法第二十八条第一項第二号の所得の額が二百十三万円未満である者

四 医療を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における法第四条第三項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の老人医療受給対象者又は令第三条に規定する者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

2 特定所得老人医療対象者に係る令第十四条第二項の高額医療費算定基準額は、令第十五条第二項の規定

にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

3 令第十六条第一項の規定により特定所得老人医療対象者に対し支給すべき高額医療費について市町村長が同項に規定する医療機関に支払うものとする額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。

一 令第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号イに定める額

二 令第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第六条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七条の二第四項及び第二十九条の三第三項第四号の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成十八年八月以後の場合及び療養のあった日が同月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合及び療養のあった日が同月までの場合については、なお従前の例による。

第十一条 国民健康保険法（以下この条において「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定が適用さ

れる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定所得被保険者」という。

）に係る国民健康保険法施行令（以下この条において「令」という。）第二十九条の二第二項の高額療養費算定基準額は、令第二十九条の三第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 療養の給付を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における法第四十条第一項第四号の所得の額が二百十三万円未満である者

二 療養の給付を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における令第二十条七条の二第四項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者又は令第二十七条の二第一項に規定する者に限る。第四号において同じ。）がない者にあつては四百八十四万円未満である者）

三 療養の給付を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における法第四十条第一項第四号の所得の額が二百十三万円未満である者

四 療養の給付を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における令第二十条七条の二第四項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の被保険者がいな

い者にあつては四百八十四万円未満である者)

2 特定所得被保険者に係る令第二十九条の二第三項の高額医療費算定基準額は、令第二十九条の三第四項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

3 令第二十九条の四第一項の規定により特定所得被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払うものとする額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。

一 令第二十九条の四第一項第一号に掲げる療養 同号イに定める額

二 令第二十九条の四第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額



保発第 号
平成18年7月 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

老人保健法施行令等の一部を改正する政令の施行について

老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第〇〇号）が、平成18年7月〇〇日に公布され、同日より施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合に対する周知を図り、その円滑な実施に配慮されたい。

記

I 改正の趣旨

- 1 平成16年度税制改正において、公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止が行われたこと、並びに平成17年度税制改正において、65歳以上の者についての住民税非課税措置が廃止されたことに伴い、老人保健法等における一部負担金の割合が2割となる者（以下「現役並み所得者」という。）の判定基準とする収入額を改めるとともに、一部負担金の割合等に変更のある者について急激な負担を緩和するため、平成18年8月から2年間経過措置を講じる。
- 2 市町村民税非課税等の世帯のうち所得が一定の基準に満たない世帯（以下「低所得I区分」という。）の対象範囲の拡大のため、区分判定における雑所得の算定に係る公的年金等控除額を改める。

II 改正の内容

1 老人保健法施行令関係

- ① 現役並み所得者の判定基準とする収入の額については、次のとおり改正を行ったこと。

なお、この改正については、平成18年8月から適用されるものであること。

- i 高齢者複数世帯における収入の額については、621万円から520万円に改めたこと。
- ii 高齢者単身世帯における収入の額については、484万円から383万円に改めたこと。

② 低所得Ⅰ区分の判定に当たっては、雑所得の算定に係る公的年金等控除額について、「65万円」を適用しているところを、平成18年8月より「80万円」に改めたこと。

③ 公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般の世帯と同額の限度額を適用すること。対象者は次の所得及び収入の額のいずれかに該当する者(特定所得老人医療対象者)とすること。

i 所得 所得の額については、145万円以上213万円未満

ii 収入 高齢者複数世帯における収入の額については、520万円以上621万円未満

高齢者単身世帯における収入の額については、383万円以上484万円未満

④ 65歳以上の者についての住民税非課税措置が廃止されたことに伴い、地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者(以下「税法上の経過措置対象者」という。)と同一の世帯に属する市町村民税非課税者(特定非課税老人医療対象者)について、市町村民税非課税等の世帯(低所得Ⅱ区分)と同額の自己負担限度額を適用すること。

また、税法上の経過措置対象者と同一の世帯に属する老齢福祉年金受給者又は税法上の経過措置対象者が老齢福祉年金受給者(特定年金受給老人医療対象者)である場合には、低所得Ⅰ区分と同額の自己負担限度額を適用すること。

なお、この経過措置については平成18年8月から2年間適用されるものであること。

2 国民健康保険法施行令関係

70歳以上の被保険者については、上記1と同様の改正を行ったこと。

3 健康保険法施行令及び船員保険法施行令関係

70歳以上の被保険者及び70歳以上の被扶養者については、上記1と同様の改正を行い、適用の時期については、1のうち①及び③については平成18年9月より、②及び④については、平成18年8月より適用されるものであること。

老人保健法施行令等の一部を改正する政令概要

1. 改正の趣旨

平成16年度税制改正において公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止並びに平成17年度税制改正において、65歳以上の者についての住民税非課税措置の廃止が行われたことに伴い、老人保健法施行令等において所要の改正及び経過措置を講じるもの。

2. 改正の内容

① 70歳以上の現役並み所得者に係る基準の設定

- ・課税所得額 145万円（現行と同額）
- ・収入額
（高齢者複数世帯）621万円→520万円
（高齢者単身世帯）484万円→383万円

② 低所得区分の対象範囲の拡大

〔改正内容〕

低所得Ⅰ区分の判定に当たっては、雑所得の算定に係る公的年金等控除額について、現在「65万円」を適用しているところであるが、平成18年8月より「80万円」を適用することとする。

③ 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う高額医療費算定の特例

※「老人医療受給対象者等」には70歳以上の高齢受給者を含む。

(1) 特例内容

低所得者世帯の自己負担限度額は、世帯員全員が非課税の場合に適用されるものであるが、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯員のうち一部（例えば夫）が課税者となるが、一部（例えば妻）は非課税者の場合、平成18年8月から2年間、非課税者（例えば妻）について、低所得Ⅱの限度額とみなす。

また、食事の標準負担額についても低所得Ⅱの額とみなす。

(2) 特例対象者

地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者（前年の合計所得金額 125 万円以下であって平成 17 年 1 月 1 日現在において 65 歳以上の者。以下「税法上の経過措置対象者」という。）と同一世帯の市町村民税非課税である老人医療受給対象者等。

〔老齢福祉年金受給者に係る適用〕

税法上の経過措置対象者と同一世帯に属する市町村民税非課税者である老齢福祉年金受給者については、「低所得Ⅰ」とみなす。

また、老齢福祉年金受給者が税法上の経過措置対象者である場合についても同様に、「低所得Ⅰ」とみなす。

ただし、それぞれ同一世帯に市町村民税課税者（税法上の経過措置対象者を除く）がいる場合を除く。

④ 公的年金等控除の見直しに伴う経過措置

(1) 経過措置内容

公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する 70 歳以上の者については、平成 18 年 8 月から 2 年間、自己負担限度額を一般とみなす。

(2) 判定基準

- ・ 課税所得額 145 万円以上 213 万円未満
- ・ 収入額
 - （高齢者複数世帯） 520 万円以上 621 万円未満
 - （高齢者単身世帯） 383 万円以上 484 万円未満

3. 施行及び適用

公布日施行とする。

平成 18 年度の現役並み所得者の判定等から適用するため、老人保健及び国民健康保険については平成 18 年 8 月から適用する。

健康保険、船員保険、国家公務員共済及び地方公務員等共済については、②及び③について平成 18 年 8 月から、①及び④について平成 18 年 9 月から適用することとする。



保総発第 号
平成18年7月 日

各 都道府県 老人保健主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省保険局総務課長

「老人医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて」等の一部改正について（通知）

老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第〇〇号）が平成18年7月〇〇日から施行されることに伴い、「老人医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて」（平成14年9月24日保総発第0924001号各都道府県・指定都市老人保健主管部（局）長あて厚生労働省保険局総務課長通知）及び「老人医療の高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の特例的措置の取扱いについて」（平成14年9月12日保総発第0912001号各都道府県・指定都市老人保健主管部（局）長あて厚生労働省保険局総務課長通知）の一部を下記のとおり改正し、同年18年8月1日から適用することとしたので、貴都道府県内市町村（特別区を含む。）に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

記

1. 「老人医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて」の一部改正
Iの第2の2の(1)中「621万円」を「520万円」に改め、同(2)中「484万円」を「383万円」に改める。
2. 「老人医療の高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の特例的措置の取扱いについて」の一部改正
Iの第三の3の(1)中「65万円」を「80万円」に改める。

老人医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて

(平成 14 年 9 月 24 日 保総発第 0924001 号)

改 正 後	現 行
<p>I 2割負担となる一定以上所得者の基準及び適用</p> <p>第2 一定以上所得者の範囲</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ただし、1のいずれかに該当する場合であっても当該老人医療受給対象者から次の(1)又は(2)に該当する旨の規則第19条に規定する申請書(以下「基準収入額適用申請書」という。別紙様式参照)の提出があり(1)又は(2)に該当する場合には一定以上所得者とはならないこと。</p> <p>(1) 当該医療を受ける者の世帯に他の老人医療受給対象者又はその他の高齢世帯員がおり、当該世帯の老人医療受給対象者及びその他の高齢世帯員の収入の合計額が基準収入額(520万円)未満である場合</p> <p>(2) 当該医療を受ける者の世帯に他の老人医療受給対象者又はその他の高齢世帯員がおらず、当該医療を受ける者の収入の額が基準収入額(383万円)未満である場合</p>	<p>I 2割負担となる一定以上所得者の基準及び適用</p> <p>第2 一定以上所得者の範囲</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ただし、1のいずれかに該当する場合であっても当該老人医療受給対象者から次の(1)又は(2)に該当する旨の規則第19条に規定する申請書(以下「基準収入額適用申請書」という。別紙様式参照)の提出があり(1)又は(2)に該当する場合には一定以上所得者とはならないこと。</p> <p>(1) 当該医療を受ける者の世帯に他の老人医療受給対象者又はその他の高齢世帯員がおり、当該世帯の老人医療受給対象者及びその他の高齢世帯員の収入の合計額が基準収入額(621万円)未満である場合</p> <p>(2) 当該医療を受ける者の世帯に他の老人医療受給対象者又はその他の高齢世帯員がおらず、当該医療を受ける者の収入の額が基準収入額(484万円)未満である場合</p>

老人医療の高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の特例的措置の取扱いについて

(平成 14 年 9 月 12 日 保総発第 0912001 号)

改正後	現 行
<p>I 高額医療費の支給の取扱い</p> <p>第三 市町村民税非課税等の世帯に属する老人医療受給対象者の特例</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1 の(2)の市町村民税非課税等の世帯に属する老人医療受給対象者のうち、所得が一定の基準に満たない老人医療受給対象者とは、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、療養のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(特別区民税を含む。)に係る地方税法第 313 条第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 22 号に規定する各種所得の金額(同法第 35 条第 2 項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第 4 項に規定する公的年金等控除額を80 万円として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに次に掲げる他の所得と区分して計算される所得の金額がいずれもない者。なお、各所得の金額の算定に当たっては、地方税法の定めるところに従い、所得税法における計算の例により、損益通算、純損失・雑損失の繰越控除適用後の所得の金額を用いること。</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>I 高額医療費の支給の取扱い</p> <p>第三 市町村民税非課税等の世帯に属する老人医療受給対象者の特例</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1 の(2)の市町村民税非課税等の世帯に属する老人医療受給対象者のうち、所得が一定の基準に満たない老人医療受給対象者とは、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、療養のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(特別区民税を含む。)に係る地方税法第 313 条第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 22 号に規定する各種所得の金額(同法第 35 条第 2 項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第 4 項に規定する公的年金等控除額を65 万円として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに次に掲げる他の所得と区分して計算される所得の金額がいずれもない者。なお、各所得の金額の算定に当たっては、地方税法の定めるところに従い、所得税法における計算の例により、損益通算、純損失・雑損失の繰越控除適用後の所得の金額を用いること。</p> <p>①～⑤ (略)</p>



保総発第 号
平成18年7月 日

各 都道府県 老人保健主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省保険局総務課長

特定所得老人医療対象者等に対する高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の取扱いについて

老人医療の高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の取扱いについては、「老人医療の高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の特例的措置の取扱いについて」(平成14年9月12日保総発第0912001号各都道府県・指定都市老人保健主管部(局)長あて厚生労働省保険局総務課長通知)(以下「高額医療費の支給等取扱い通知」という。)において示しているところであるが、今般、老人保健法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第〇〇号)において、税制改正により一部負担金の割合等に変更のある者について経過措置が設けられたことに伴い、当該経過措置対象者(特定所得老人医療対象者、特定非課税老人医療対象者及び特定年金受給老人医療対象者)に対する高額医療費の支給の具体的取扱いについては下記によることとしたので、貴都道府県内市町村(特別区を含む。)、関係団体等に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

記

I 特定所得老人医療対象者に対する高額医療費の支給の取扱い

第1 特定所得老人医療対象者

特定所得老人医療対象者とは、次のいずれかに該当する者であること。

- 1 医療を受ける日の属する月が平成18年8月から平成19年7月までの場合における所得の額が、145万円以上213万円未満である者
- 2 医療を受ける日の属する月が平成18年8月から平成19年7月までの場合における収入の額が、520万円以上621万円未満である者(その者の属する世帯に他の老人医療受給対象者又はその他70歳以上75歳未満の者であって障害認定を受けた老人医療受給対象者以外の者(4において「その他の高齢世帯員」という。))がいない者にあつては、383万円以上484万円未満である者)

- 3 医療を受ける日の属する月が平成 19 年 8 月から平成 20 年 7 月までの場合における所得の額が、145 万円以上 213 万円未満である者
- 4 医療を受ける日の属する月が平成 19 年 8 月から平成 20 年 7 月までの場合における収入の額が、520 万円以上 621 万円未満である者（その者の属する世帯に他の老人医療受給対象者又はその他の高齢世帯員がいない者にあつては、383 万円以上 484 万円未満である者）

第 2 特定所得老人医療対象者に係る判定事務処理については、別紙 1 に定めるほか、「老人医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて」(平成 14 年 9 月 24 日保総発第 0924001 号各都道府県・指定都市老人保健主管部(局)長あて厚生労働省保険局総務課長通知)に準ずること。

第 3 特定所得老人医療対象者に対する高額医療費の支給については、高額医療費の支給等取扱い通知中「一般の世帯」及び「一般の老人医療受給対象者」とみなして同通知を適用すること。

II 特定非課税老人医療対象者に対する高額医療費の支給の取扱い

第 1 特定非課税老人医療対象者

特定非課税老人医療対象者とは次のいずれかに該当する者であること。

- 1 療養のあった月が平成 18 年 8 月から平成 19 年 7 月までの場合にあつては、平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)であつて、地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号。以下「平成 17 年地方税法改正法」という。)附則第 6 条第 2 項に該当する者(以下「18 年度税制経過措置対象者」という。)と同一の世帯に属するもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は 18 年度税制経過措置対象者に該当する者に限る。)
- 2 療養のあった月が平成 19 年 8 月から平成 20 年 7 月までの場合にあつては、平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成 17 年地方税法改正法附則第 6 条第 4 項に該当する者(以下「19 年度税制経過措置対象者」という。)と同一の世帯に属するもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は 19 年度税制経過措置対象者に該当する者に限る。)

第 2 特定非課税老人医療対象者に対する高額医療費の支給の取扱い

1 世帯負担限度額

特定非課税老人医療対象者が同一の月に受けた療養に係る老人医療受給対象者一部負担金等合算額から、高額医療費の支給等取扱い通知中 I の第三の 1 の(1)に規定する世帯負担限度額(24,600 円)を控除した額が、同通知中 I の第一の 1 の(1)に

よりその者に対して支給されるべき高額医療費の額を超えるときは、Ⅰの第一の 1 の(1)にかかわらず、当該老人医療受給対象者一部負担金等合算額からⅠの第三の 1 の(1)に規定する額(24,600 円)を控除した額を高額医療費として支給すること。

2 外来自己負担限度額

高額医療費の支給等取扱い通知中Ⅰの第一の 5 にかかわらず、同(3)に定める額(8,000 円)とすること。

3 高額医療費の支払いに関する特例

高額医療費の支給等取扱い通知中Ⅰの第五から第十四まで、Ⅱ(食事療養に係る標準負担額の特例的措置)及びⅢについて、Ⅰの第三の 2 の者に該当していることについて市町村長の認定を受けている者とみなして適用すること。

Ⅲ 特定年金受給老人医療対象者に対する高額医療費の支給の取扱い

第 1 特定年金受給老人医療対象者

特定年金受給老人医療対象者とは、次のいずれかに該当する者であること。

- 1 療養のあった月が平成 18 年 8 月から平成 19 年 7 月までの場合にあつては、18 年度税制経過措置対象者又は当該者と同一の世帯に属する者であつて、老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されている者を除く。以下同じ。)の受給権を有しているもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は 18 年度税制経過措置対象者に該当する者に限る。)
- 2 療養のあった月が平成 19 年 8 月から平成 20 年 7 月までの場合にあつては、19 年度税制経過措置対象者又は当該者と同一の世帯に属する者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は 19 年度税制経過措置対象者に該当する者に限る。)

第 2 特定年金受給老人医療対象者に対する高額医療費の支給の取扱い

1 世帯負担限度額及び高額医療費の支払いに関する特例

特定年金受給老人医療対象者に対する高額医療費の支給については、高額医療費の支給等取扱い通知Ⅰ中の第四中「市町村民税非課税等の世帯に属する老齢福祉年金受給者」及び「第三の 1 の(1)の者であつて、老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されている者を除く。)の受給権を有しているもの」を「特定年金受給老人医療対象者」と読み替えて適用すること。

2 外来自己負担限度額

高額医療費の支給等取扱い通知中Ⅰの第一の 5 にかかわらず、同(3)に定める額(8,000 円)とすること。

なお、特定非課税老人医療対象者及び特定年金受給老人医療対象者に係る高額医療費の具体的な算出については、別紙 2 及び別紙 3 を参照されたい。

IV 医療受給者証の取扱い

第1 一部負担金の割合が2割負担となる者について、平成18年10月より3割負担となること、及びIにより特定所得老人医療対象者について、高額医療費の世帯負担限度額が「一般の世帯」とみなして適用されることを踏まえ、医療受給者証において、次のいずれかにより一部負担金の割合等を表記すること。(別紙4参照)

- 1 平成18年8月より負担区分に変更が生じて2割負担となり、Iに該当しない者
10月以降の一部負担金の割合、9月30日までの一部負担金の割合(2割)及び7月31日までの一部負担金の割合(1割)
- 2 平成18年8月より負担区分に変更が生じて2割負担となり、Iに該当する者
10月以降の一部負担金の割合、9月30日までの一部負担金の割合(2割)、7月31日までの一部負担金の割合(1割)及び自己負担限度額の区分(一般)

第2 平成18年10月以降、負担区分に変更が生じて3割負担となる者については、9月30日までの一部負担金の割合(2割)は省略すること。

第3 なお、別紙4は表記例であり、第1と同じ内容であれば異なる表記としても差し支えないこと。

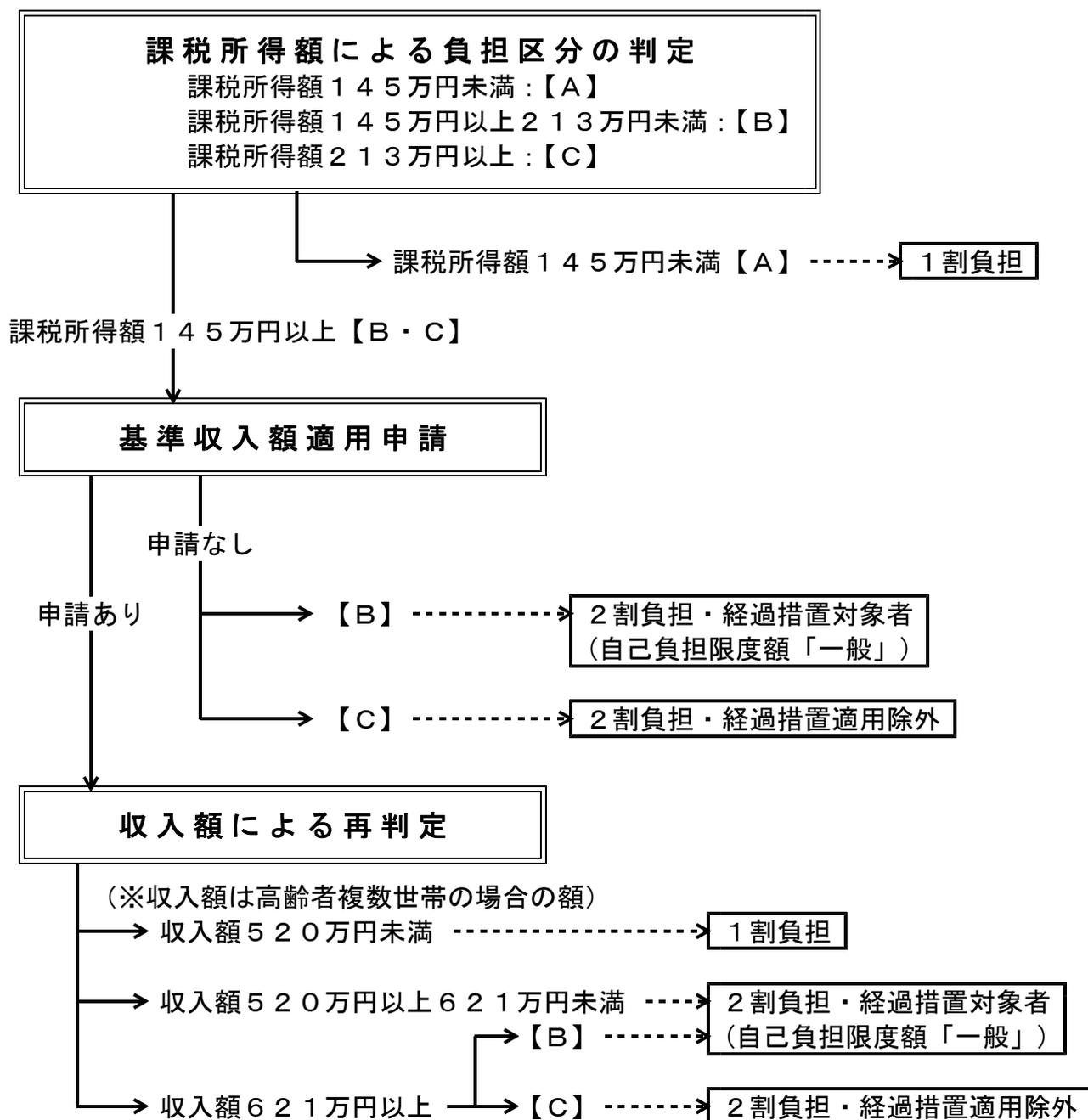
第4 また、上記1及び2と同等の内容を記載する場合においては、医療受給者証を数回に分けて交付する(例えば、8月の一部負担金の割合、7月31日までの一部負担金の割合及び自己負担限度額を表記した医療受給者証を7月に交付し、10月以降の一部負担金の割合、9月30日までの一部負担金の割合及び自己負担限度額を表記した医療受給者証を9月に交付する)ことも差し支えないこと。

V その他

上記IからIIIまでにより、平成18年8月以降については、「老人医療事務取扱細則準則について」(昭和58年1月24日衛老第11号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局老人保健部長通知)にかかわらず、負担区分管理台帳(様式第1号の2)及び老人保健法による負担区分等証明書(様式第12号の3)の様式は、別添様式第1号及び第2号とすること。

公的年金等控除の見直し等に伴う経過措置に係る判定事務の流れ

標記に係る所得判定にあたっては、所得の変動要因について、公的年金等控除の縮減によるものかその他の所得の変動によるものなのかを問わず、基準額についてのみ判定を行うこととする。



注1. 「2割負担」については、平成18年10月より「3割負担」

注2. 課税所得額 213万円 = 145万円 + 20万円 (公的年金等控除縮減分) + 48万円 (老年者控除廃止分)

注3. 高齢者単身世帯の場合、収入額 520万円 → 383万円、621万円 → 484万円

税法上の経過措置対象者である老人Aと住民税非課税者である老人Bの2人世帯の場合

老人A(税法上の経過措置対象者)

入院: 30, 000円

外来: 15, 000円

老人B(住民税非課税者)

入院: 150, 000円

外来: 10, 000円

外来の限度額を適用

一般 12,000円

(3,000円支給)

外来の限度額を適用

低所得 8,000円

(2,000円支給)

世帯の限度額を適用

一般 40,200円(18.10~44,400円)

(159,800円支給)

支給額を按分

老人A: 33, 558円

支給額を按分

老人B: 126, 242円: B₁

老人Aに対する支給額

= 33,558円 + 3,000円

= 36, 558円

丈比べ

B₁とB₂の額の大きい方

低所得Ⅱの限度額を適用

老人Bの自己負担合計額から

24,600円を控除した額: B₂

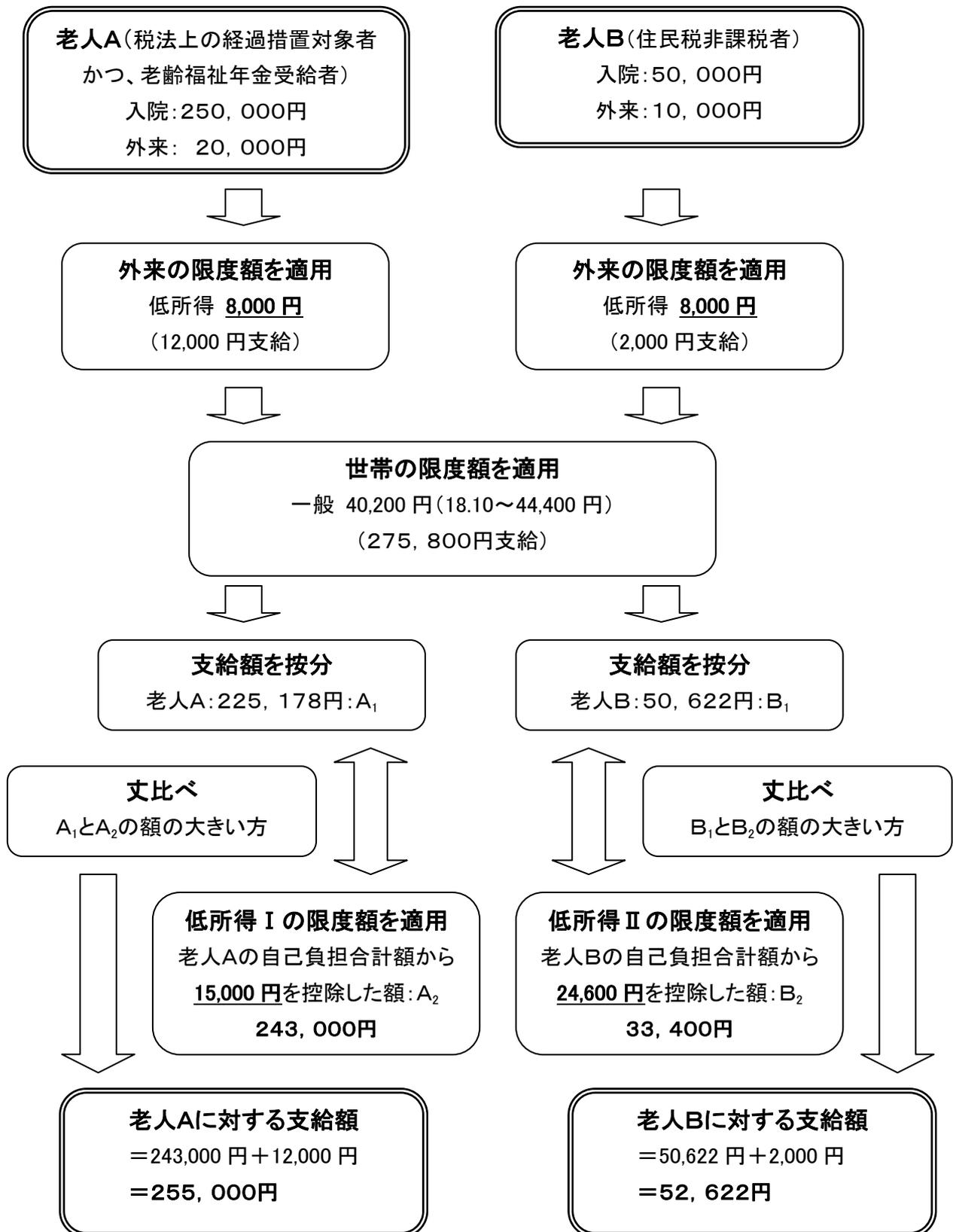
133, 400円

老人Bに対する支給額

= 133,400円 + 2,000円

= 135, 400円

税法上の経過措置対象者かつ老齢福祉年金受給者である老人Aと住民税非課税者である老人Bの2人世帯の場合



○現役並み所得者であって、
経過措置対象とならない者
の表記例

医療受給者証	
市町村番号	
受給者番号	
受給者	居住地
	氏名
	生年月日
一部負担金の割合	3割(平成18年9月30日までは2割) (平成18年7月31日までは1割)
法第25条第1項 第2号の認定年月日	年 月 日
発効期日	平成 年 月 日から有効
発行機関名 及び印	
交付年月日	年 月 日

○経過措置対象者の表記例

医療受給者証	
市町村番号	
受給者番号	
受給者	居住地
	氏名
	生年月日
一部負担金の割合	3割(平成18年9月30日までは2割) (平成18年7月31日までは1割) ※ 自己負担限度額「一般」適用
法第25条第1項 第2号の認定年月日	年 月 日
発効期日	平成 年 月 日から有効
発行機関名 及び印	
交付年月日	年 月 日

※ 同等の内容を記載する場合においては、医療受給者証を数回に分けて交付する等の
取扱いを可能とする。

樣式第 1 号

負擔区分管理台帳

受給者 番号	世帯員氏名	生年月日	一定以上所得区分	低所得区分	負担 区分	適用年月日	判定 事由	判定事由 該年月日	世帯番号		
									判定年月日	備考	
		.	特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		
			特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.			
			特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.			
			特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.			
			特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.			
			.	特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置	
				特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.		
				特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.		
				特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.		
				特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.		
			.	特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置	
				特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.		
				特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.		
				特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.		
				特例額以上/未滿/基準額未滿	非課税/老福/基準額以下/税経過措置		.		.		

様式第2号

老人保健法による負担区分等証明書								
1	氏 名						年 月 日生	
	該当する 負担区分	一定以上負担区分			減 額 区 分			
		特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
2	氏 名						年 月 日生	
	該当する 負担区分	一定以上負担区分			減 額 区 分			
		特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
3	氏 名						年 月 日生	
	該当する 負担区分	一定以上負担区分			減 額 区 分			
		特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
4	氏 名						年 月 日生	
	該当する 負担区分	一定以上負担区分			減 額 区 分			
		特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
5	氏 名						年 月 日生	
	該当する 負担区分	一定以上負担区分			減 額 区 分			
		特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非課税	老福	基準額以下	税経過措置
<p>上記のとおり老人保健法による負担区分等の判定を行ったことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市（区）町村長 (印)</p>								

（この用紙は、日本工業規格A列4番を標準とする。）